（次期）北九州市障害者支援計画策定委員会の設置について（案）

１ 設置の目的

平成２３年度に策定した「北九州市障害者支援計画（以下、「支援計画」という）」（北九州市障害者福祉計画（以下、「福祉計画」という）を含む）の計画期間が平成２９年度末で終了することから、新たな計画の策定を行う「（次期）北九州市障害者支援計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を、「北九州市障害者施策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）の専門委員会として設置する。

・設置根拠　　北九州市障害者施策推進協議会条例第４条の規定
・委員総数　　３０人
・計画期間　　平成３０年度から３４年度までの５年間

北九州市障害者施策推進協議会条例
（専門委員）
第４条　協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

策定委員会には、複数の作業部会を設置する。

策定委員会の委員は各作業部会のいずれかに所属して、次期支援計画についての具体的な議論を行う。（作業部会では、限られた時間内に効率的・効果的な議論を行うため、各委員より提出された意見を集約し、重点的に議論する基本的施策を決定する。）

各部会でとりまとめた計画案は策定委員会で調整するとともに、「推進協議会」に報告し、最終決定を行う。

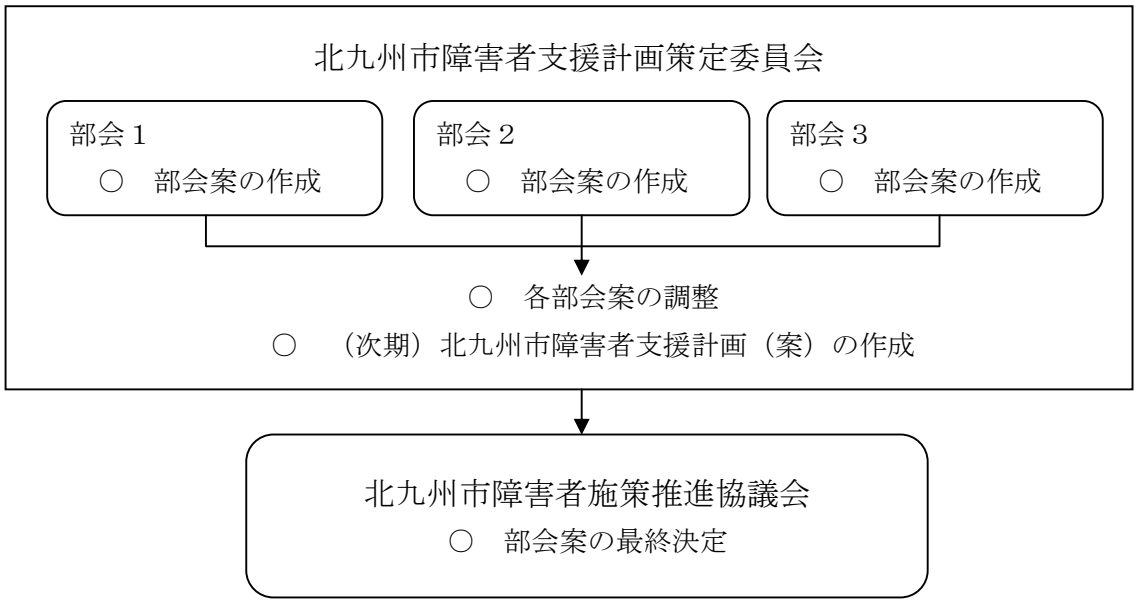

２ 策定委員選任の規準（案）

	前回（H23）の人数	備　　考
１　委員定数	３０人	
２　女性委員数	１２人	５０％以上 ※市女性参画推進要綱
３　推進協委員	１４人 （１６名のうち２人は選任外）	
４　学識経験者	６人	
５　関係事業者等	計９人 施設事業者　４人 相談支援　　１人 就労支援　　３人 権利擁護　　１人	
６　障害福祉団体 関係者数	５人 （うち当事者３人）	
７　当事者団体 家族会	計１０人 身体障害　　２人 知的障害　　１人 精神障害　　２人 障害児　　１人 発達障害　　３人 難病　　１人	
８　当事者	６人	

※分類ごとに重複（再掲）あり

３ 次期支援計画策定のスケジュール（案）

◆ 平成２９年３月　　支援計画策定委員会（全体会）の開催
◆ 平成２９年５月～９月　各作業部会での支援計画の審議（各５回程度開催予定）
◆ 平成２９年１０月　　支援計画策定委員会（全体会）　次期支援計画（素案）取りまとめ
◆ 平成２９年１１月（約１ヶ月） パブリックコメント
◆ 平成２９年１２月　　各関係協議会等への次期支援計画（修正案）報告、意見聴取
◆ 平成３０年１月　　障害者施策推進協議会　次期支援計画（最終案）決定
◆ 平成３０年２月　　市議会等への次期支援計画（最終案）を報告